

## 平成20年度の寒河江市普通会計純資産変動計算書（NWM）について

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常費用（純経常行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかにされます。

純資産変動計算書は、企業会計の株主資本等変動計算書に対応するものといえますが、株主資本等変動計算書では、資本取引に関連する「資本金」「資本剰余金」と、損益取引に関連する「利益剰余金」を区分し、新株の発行などの資本取引は「資本金」「資本剰余金」の変動要因とし、損益計算書上の損益取引から生じた当期純利益やその一部の株主への配当は「利益剰余金」の変動要因として計上するなど、資本取引と損益取引の区別が重視されるのに対して、純資産変動計算書では、純資産の財源の充当先による区分が重視されるという点が異なります。

### 1 平成20年度の純資産変動について

平成20年度中に普通会計においては純資産が5億7,404万7千円増加しました。内訳は、公共資産等整備国県補助金等で1億6,596万2千円の減、公共資産等整備一般財源等で9億3,554万円の増、その他一般財源等で1億7,898万6千円の減、資産評価差額で1,654万5千円の減となりました。主な変動理由は、過去に整備した公共資産の地方債償還額が、公共資産に係る減価償却額を大きく上回っていることが挙げられます。

### 2 分析

#### ○行政コスト対税収等比率

税収などの一般財源等に対する純経常行政コストの比率をみることによって、当該年度の税収等のうち、どれだけが資産形成の伴わない純経常行政コストに費消されたのかが分かります。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえ、さらに100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。算式は以下のとおりです。

$$\text{行政コスト対税収等比率} = \text{純経常行政コスト} / \text{税収等}$$

※ 税収等：「一般財源」「補助金等受入（その他一般財源等の列）」「減価償却による財源増（公共資産等整備国県補助金等の列の値の絶対値）」の合計額に、臨時財政対策債及び減収補てん債（特例分）の当年度発行額を加えた額

寒河江市の行政コスト対税収等比率（平成20年度）・・・90.5%